

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](mailto:ishikawa@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [村田 知信](mailto:murata@nishimura-asahi.com)

タイでは、個人情報保護法が来たる2022年6月1日から全面施行予定であり、対応が急務となっている。また、5月10日以降、順次5つの下位規則の草案が公表されるに至っており、その点のフォローも欠かせない。本稿では、これらの点について解説することとする。

1. タイ個人情報保護法の概要及び最新状況

タイでは、EUのGDPRに非常に類似した包括的な個人情報保護法(以下「PDPA」という)が2019年5月27日に公布され、当初は2020年5月27日に全面施行予定であった。しかし、新型コロナウイルスのパンデミックの影響等で施行が2度延期され、現時点では2022年6月1日から全面施行予定である。

2022年1月には、個人情報保護委員会(以下「PDPC」という)が設立され、同年2月にはPDPCの第1回会合が行われた。当該会合において、PDPCの事務所の設置等の優先事項に対応するための6ヶ月間のロードマップが設定され、PDPAの下位規則等に関する検討を行うための法務分科委員会も設置された。

その後の動きとしては、2022年4月にタイの民間企業の団体であるJSCCIB(Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking, Thailand)がタイ当局に対して更なる施行延期を求めるレターを提出したが、2022年5月22日時点でタイ当局から更なる延期に関するアナウンスメント等はなされていない。また、PDPCの委員長がバンコクポスト紙に対して、一部の分野ではPDPA施行が事業実施に与える影響を最小限に抑えるための猶予期間が設けられるだろうと述べた旨が報道されているため、一定の猶予措置が設けられる可能性は残されているが、基本的には現在の法令を前提に対応が必要となることには変わりのない状況であるといえる。

2. 下位規則未制定のまま施行された場合の対応方針

PDPCは規制の詳細を定める通知又はルールを定める権限を有している(本稿ではこれらを総称して「下位規則」と呼んでいる)。当該権限に基づき、PDPAには、法令文言上、義務不適用の範囲を下位規則で具体化することを想定した規定(記録義務、域外適用の場合の代理人選任義務、データ保護責任者選任義務)や義務内容を下位規則で具体化することを想定した規定(越境移転を可能とする「データ主体の権利行使を可能とする適切な保護措置」の内容等)が存在する。また、PDPAの条文上は下位規則で定める旨が規定されていなくても、実務上重要な事項については、詳細なガイドラインを定める下位規則が策定される可能性がある。

そのため、PDPAを遵守するために下位規則の内容を参照することは重要であり、下位規則が未制定の状況ではPDPAに完全に対応することは難しい。とはいえ、個人情報保護の分野においては、包括的なデータ保護法が導入される際には、詳細を定める下位規則やガイドラインが未制定の状態で法令本体が施行されることは良くあり、そして、法令本体に違反すれば制裁の対象となり得る。

このような状況の下では、法令本体や公表済みの下位規則の案に沿って対応を行い、その後順次アップデートを行っていくというのが基本的な方針であるように思われる。

3. 2022年5月10日に公表された下位規則草案の概要

2022年5月10日からデジタル経済社会省のウェブサイトにおいて下位規則の草案3本が公表され、同月19日までパブリックコメントが募集されていた。また、同月19日には下位規則の草案2本が新たに公表され、同月25日までパブリックコメントが募集されていた。なお、草案上は、何れの下位規則も官報に掲載された日の翌日に発効するとされている。

これらはいくまで草案であるため、今後変更され得るものであるが、本稿では前者の3本の草案の概要を説明する。後者の2本の草案の概要については、次稿において説明する。

(1) 記録義務が適用されない小規模事業者に関する草案(以下「本草案①」という)

PDPA上、管理者は個人データの処理について、最低限以下の事項を記録する義務を負うが、下位規則に定める小規模事業者については⑦の事項を除いて当該義務が適用されない(39条)。

- ① 収集した個人データ
- ② 種類毎の個人データの収集の目的
- ③ 管理者の詳細
- ④ 個人データの保管期間
- ⑤ 個人データへのアクセス権を有する個人に関する条件や、個人データにアクセスする条件を含む、個人データにアクセスする権利及び手段
- ⑥ 同意のない個人データの利用及び開示
- ⑦ データ主体からの要求や異議の拒否
- ⑧ 個人データの適切なセキュリティ措置の説明

本草案①では、当該小規模事業者の定義として、以下が規定されている。

- ① 中小企業振興法に基づく中規模企業又は小規模企業(物品製造業では従業員数200人以下又は年間収益5億バーツ以下、サービス業や小売・卸売業では従業員数100人以下又は年間収益3億バーツ以下であれば、同法上の中規模企業又は小規模企業に該当する)
- ② コミュニティ企業振興法に基づくコミュニティ企業又はコミュニティ企業ネットワーク(同コミュニティ内に居住する7人以上のメンバーで構成され、コミュニティ内の人々のための事業を運営する企業等)
- ③ 社会的企業振興法に基づく社会的企業又は社会的企業のグループ(利潤よりも社会問題の解決等を主目的として登録された企業等)
- ④ 協同組合法に基づく協同組合、協同組合連合会又は農業組合
- ⑤ 財団、協会、宗教団体又は非営利団体
- ⑥ 家内事業又はそれと類似した事業

このように様々なカテゴリが定められているが、タイで事業展開する日系企業が上記②から⑥までの事業や団体に該当することは一般的には稀だと思われるため、一般的な日系企業に関連する規定は主に上記①だと思われる。

ただし、上記①から⑥までのいずれかに該当する場合でも、(i)データ主体の権利及び自由に影響を及ぼすおそれがある場合、(ii)個人データの収集、利用又は開示が一時的ではない場合、(iii)いわゆるセンシティブデータを収集、利用又は開示する場合の何れかに該当する場合には記録義務は適用される(39条3項)(以下PDPAの段落の番号を「項」として記載する)。また、本草案①では、コンピュータ関連犯罪法に基づきコンピュータトラフィックデータの保存義務を負うサービスプロバイダー(インターネットカフェを除く)については、上記①に該当する規模の事業者であっても記録義務が適用されると規定されている。

なお、実際の実務においては、小規模事業者の例外に依拠して記録義務の免除を目指すメリットはあまりないように思われる。なぜなら、(1)記録義務の対象となっている事項は、何れにせよPDPAへの対応に当たって収集する必要のある情報であること、(2)記録は当局にPDPAへのコンプライアンスを説明するに当たって有用な資料になり得ること、(3)小規模事業者の例外に該当し

たとしても、実際の個人データの処理においては「収集、利用又は開示が一時的ではない場合」又は「いわゆるセンシティブデータを収集、利用又は開示する場合」に該当してしまうことが多く、記録義務が免除されるケースは限られることが挙げられる。同種の義務と、小規模事業者の例外要件を有する GDPR の下においては、小規模事業者であるか否かにかかわらず、記録義務は果たすというのが実務の主流であるように思われる。

(2) 処理者の記録義務の内容に関する本草案(以下「本草案②」という)

PDPA 上、管理者だけでなく処理者にも個人データ処理の記録義務が課されているが、処理者の場合には記録事項が明記されておらず、PDPC が規定する基準等に従って記録すべき旨だけが規定されている(40 条 1 項 3 号)。本草案②は、当該規定に基づき、処理者が個人データの処理について最低限記録すべき事項を規定している。その内容は以下のとおりである。

- ① 処理者及び処理者の代理人が選任されている場合にはその者の名前及び情報
- ② 処理者が指示を受けて又は代理して個人データの処理を行う管理者及び当該管理者の代理人が選任されている場合は当該代理人の名前及び情報
- ③ 処理者がデータ保護責任者を選任した場合、当該データ保護責任者の名前及び情報(連絡先及び連絡方法を含む)
- ④ 処理者が管理者の指示を受けて又は管理者を代理して行う個人データの収集・利用・開示の種類又は性質(管理者が収集・利用・開示を指示した個人データ及び当該収集・利用・開示の目的を含む)
- ⑤ 個人データが外国に移転される場合、個人データを受領する個人又は組織の種類
- ⑥ 個人データのセキュリティ措置の説明

なお、PDPA 上、処理者の記録義務も管理者の記録義務と同様、下位規則が定める小規模事業者には適用されない旨規定されている(40 条 4 項)。しかし、本草案②には、処理者が記録すべき事項のみが規定され、記録義務が適用されない小規模事業者に関する定めは存在しない。また、上記(1)で述べた記録義務が適用されない小規模事業者に関する本草案①の主語は管理者となっているため、処理者にも同じ基準が適用されるかは不明確である。

また、本草案②には、処理者が記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない旨、記録が容易にアクセス可能で、要求があれば、PDPC の事務局又は PDPC の事務局若しくは管理者が委託した者がすぐにチェックできるようにしなければならない旨も規定されている。

(3) 最低限のセキュリティ措置に関する本草案(以下「本草案③」という)

PDPA 上、管理者は、個人データが権限なく又は違法に紛失、アクセス、利用、改変、修正、開示されないよう適切なセキュリティ措置を実施する義務を負う。また、当該措置は、必要に応じて又は技術の変化に応じて適切なセキュリティを効果的に維持できるようにレビューされる必要があり、PDPC により特定・公表される最低限の基準に準拠する必要がある(37 条 1 号)。

本草案③は、当該最低限の基準の内容を定めるものである。その概要は以下のとおりであるが、概ね国を問わない情報セキュリティマネジメントの実務として一般的な内容である。そのため、PDPA を特段意識せずとも、グローバルスタンダードの情報セキュリティマネジメントを実施している企業であれば、既に遵守できている事項も多いのではないと思われるが、改めてタイの現地拠点又は PDPA の域外適用を受ける個人データの処理を行う拠点のセキュリティ要件がこれらの文言に沿う形で網羅的に対応できているかは今一度見直す必要があると考えられる。

まず、セキュリティ措置とは、個人データが権限なく又は違法に紛失、アクセス、利用、改変、修正、開示されないようにするための、個人データの機密性、正確性、完全性及び可用性を確保する措置として定義されている(3 条)。その上で、管理者は、個人データが権限なく又は違法に紛失、アクセス、利用、改変、修正、開示されないようにするために適切なセキュリティ措置を講じる義務があり、その内容としては最低限以下の事項を含むものでなければならないとされている(4 条)。なお、以下では概要を記載するが、草案原文ではより詳細に規定されている。

- ① 個人データがどのようなフォーマットであるかを問わず、個人データの処理を対象とする

- ② 重要な情報資産や脅威等の特定等を通じてリスクを特定するための手続を実施する
- ③ リスクレベルに応じて、個人データ処理の目的及び性質等を踏まえて同種事業等で用いられている基準等に照らして適切な(機密性、完全性及び可用性を維持するために必要な)セキュリティ措置(組織的管理措置、技術的管理措置及び物理的管理措置)を実施する
- ④ 電子データとして取り扱われる個人データのセキュリティ措置は、リスクレベルに応じて、情報システムの構成要素であるネットワーク、サーバー、クライアント、アプリケーション等における多層防御の観点を考慮して実施する
- ⑤ 個人データへのアクセス等に関するセキュリティ措置としては、リスクレベル及びアクセス等の必要性に応じて適切な、(i)必要最小限のアクセス権限の設定及び権限の認証等のアクセスコントロール、(ii)当該アクセス権限の適切な管理(不要なアクセス権限の削除やアクセス権限の見直し等を含む)、(iii)ユーザーに対する権限外アクセス等の禁止義務付け、(iv)アクセス等の履歴を確認することが可能で個人データ処理の方法及び媒体に適した監査証跡ツール等の導入等の措置を組み合わせる
- ⑥ セキュリティ措置には、従業員等に対して個人データ保護に関する方針等を周知し遵守させることが含まれる

これらに加えて、本草案③には、上記に記載したセキュリティ措置はセキュリティ技術の変化等に応じて見直す必要があり、データ主体の権利及び自由に影響を及ぼすおそれがあるデータブリーチが発生した場合も当該措置を見直す必要がある旨(5条)、管理者が個人データの処理を処理者に委託する場合、契約条項として、処理者に対して適切なセキュリティ措置(データブリーチの場合の管理者に対する通知を含む)を実施するよう求め、上記に記載した最低限の基準を満たすようにすることを検討する必要がある旨(6条)、及び、管理者が他の法令によって個人データのセキュリティ措置を講じる義務を負う場合も上記に記載した最低限の基準を満たすことが必要である旨(7条)も規定されている。

4. その他の下位規則について

上記の3本の下位規則草案に続いて2022年5月19日に公表された下位規則草案は、データ主体へのプライバシーノーティスに関する下位規則及びデータ主体からの同意取得に関する下位規則の草案である。これらについては次稿において説明する。そのほか、域外適用時の代理人選任義務やデータ保護責任者の選任義務の範囲を規定する下位規則や越境移転の根拠となる「データ主体の権利行使を可能とする適切な保護措置」の内容を示す下位規則等の策定状況は未だ不明であり、今後の動向を注視する必要がある。下位規則が示されない項目については、項目毎に対応の相場観を把握した上で対応方針を決めることも少なくないところ、特に越境移転をどのように行うべきかについては悩ましいようである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ilang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀

パートナー 今泉勇

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4